

令和3年度 事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 基本方針

人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められており、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいつくりや健康の保持増進、地域社会の活性化などの役割を担っている。

このような社会情勢の中、茂木町シルバー人材センターには、自主的・主体的な運営及び協働・共助等シルバー事業の理念や基本方針について共通理解の下、就業機会を確保し、組織的に提供することにより、茂木町の高齢者が元気に働き、地域社会の活性化など、当センターの社会的役割を果たしていくことが期待されている。

そこで、令和元年度に策定した「茂木町シルバー人材センター第三期中期計画」に基づき、高齢者一人ひとりが自立し、地域社会の中で健康で生き生きと活躍できる社会を築いていくために「シルバー人材センター事業」を展開していく。

さらに、令和3年度は当センターが設立30年の節目の年にあたり、記念事業等の実施と共に、当センターを広く町民に周知し、会員拡大と、就労機会の提供の場としてのセンター運営を充実させていく。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、茂木町内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により就業を提供する。

② 職業紹介

栃木県シルバー人材センター連合会との職業紹介事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 労働者派遣

栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の派遣労働を希望する高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を確保・提供していることを広く周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集に努める。

また、会員数の3分の1となっている女性会員の拡大に努める。

ア 対 象 茂木町内の一般町民、事業者等

イ 入会促進 入会説明会の開催（1月～3月）及びイベント毎に案内・説明実施
・会員一人ひとりの声かけ、入会案内パンフレットの作成・配付
・もてぎあいあいテレビ(11ch)等を活用した会員募集
・茂木町のジョブセンターとの連携
・ホームページの更新

ウ 記念事業 設立30周年記念事業及びイベントをとおして、シルバー人材センターの知名度アップ・イメージアップを図る。

エ その他 各種イベントの実施
・シルバーの日の開催
・会員作品展の開催
・会員の魅力アップ研修会の開催
・社会奉仕活動の実施
・会報「シルバーもてぎ」の製作・配布

② 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業の推進に努め、法令遵守での就業に向け次の取り組みを行う。

ア 対 象 当センターの会員

イ 安全・適正就業委員会の活動
・安全・適正就業委員会の開催
・就業実態の把握及び指導のため巡回指導

ウ その他
・安全就業のための講習・研修会の実施
・就業中の会員への安全パトロールの実施
・適正就業のための自主点検の実施（コンプライアンスの遵守）

③ 就業開拓事業

高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取り組みを行う。

ア 対 象 茂木町内の一般家庭、自治体、事業所等

イ 開拓計画
・空き家管理対策事業の開拓（協定締結、受注体制整備）
・独自事業の開発のための視察研修及び調査・検討
・センター会報「シルバーもてぎ」の配布（町内各戸配付）
・役員等による一般家庭及び企業訪問

ウ その他 シルバー人材センターで行う労働者派遣事業及び職業紹介事業についての周知

④ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

家事援助サービスや地域における人手不足分野等への支援を拡大する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿った運営を行うため次の事業を行う。

(1) 会 議

① 理事会

業務執行状況の確認・検討及び会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年5回程度開催する。

② 監事による監査の実施 1回

③ 定時総会の開催 1回

(2) 研 修

① 役員・各委員・職員による独自事業の開発のための視察研修